（接続料規則及び接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　接続料規則及び接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 ［１～５　略］ ６　平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度の接続料の算定にあっては、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「規則」という。）別表第一の一第一表に掲げる加入者交換機及び中継交換機並びに規則別表第一の二第一表に掲げる監視設備（加入者交換機及び中継交換機に係るものに限る。）及び無形固定資産（交換機ソフトウェアに限る。）（以下「交換機関連設備等」という。）の正味固定資産価額及び減価償却費の額については、規則の規定にかかわらず、その一部を控除するものとする。 ７　前項の控除は、次の各号に定めるところにより行うものとする。 一　平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度の接続料の算定にあっては、交換機関連設備等の正味固定資産価額又は減価償却費の額に一から補正比率（現に事業者が使用している交換機関連設備等の取得原価のうち法定耐用年数を経過して使用している設備の取得原価が占める割合に基づき算定される値であって、規則第六条第一項の規定に基づき総務大臣が通知するものをいう。以下この項において同じ。）を控除した率を乗じて得た額の三分の一に相当する額をそれぞれ控除するものであること。 ［二・三　略］ 備考　表中［　］の記載は注記である。	**附　則** ［１～５　同上］ ６　平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度の接続料の算定にあっては、別表第一の一に掲げる加入者交換機及び中継交換機並びに別表第一の二に掲げる監視設備（加入者交換機及び中継交換機に係るものに限る。）及び無形固定資産（交換機ソフトウェアに限る。）（以下「交換機関連設備等」という。）の正味固定資産価額及び減価償却費の額については、新規則の規定にかかわらず、その一部を控除するものとする。 ７　前項の控除は、次の各号に定めるところにより行うものとする。 一　平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度の接続料の算定にあっては、交換機関連設備等の正味固定資産価額又は減価償却費の額に一から補正比率（現に事業者が使用している交換機関連設備等の取得原価のうち法定耐用年数を経過して使用している設備の取得原価が占める割合に基づき算定される値であって、新規則第六条第一項の規定に基づき総務大臣が通知するものをいう。以下この項において同じ。）を控除した率を乗じて得た額の三分の一に相当する額をそれぞれ控除するものであること。 ［二・三　同上］

（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第五条　電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 ［**第一条～第三条**　略］ **第四条**　令和六年十二月三十一日までの間、新施行規則第二十三条の四第二項第一号の二二の特定接続を行う場合に他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの（他の電気通信事業者の電気通信設備を関門系ルータで接続し、ＩＰ電話（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備又は同項第五号の二に規定するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を用いて提供されるものを除く。以下同じ。）を提供するために通信の交換及び伝送を行うものに限る。）については、関門系ルータを経由してＩＰ電話を提供する場合及び関門交換機を経由してＩＰ電話を提供する場合の通信時間を合算したものを用いて計算される金額とする。この場合において、当該金額は、通信時間を単位として計算されるものとする。 ［**第五条**　略］ 備考　表中［　］の記載は注記である。	**附　則** ［**第一条～第三条**　同上］ **第四条**　令和六年十二月三十一日までの間、新施行規則第二十三条の四第二項第一号の二二の特定接続を行う場合に他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの（他の電気通信事業者の電気通信設備を関門系ルータで接続し、ＩＰ電話を提供するために通信の交換及び伝送を行うものに限る。）については、関門系ルータを経由してＩＰ電話を提供する場合及び関門交換機を経由してＩＰ電話を提供する場合の通信時間を合算したものを用いて計算される金額とする。この場合において、当該金額は、通信時間を単位として計算されるものとする。 ［**第五条**　同上］